ロ　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

(1)　公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則6.2.2.（同規則に規定するフェーズ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合することが運行の際に明らかである自動車

(2)　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第51号第３改訂版補足第２改訂版又はこれらと同等の欧州連合司令に適合することが運行の際に明らかである自動車

三　（略）

四　第１号及び第２号に掲げる自動車以外の自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。）　次のいずれかに該当する消音器

イ　（略）

ロ　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

(1)　（略）

(2)　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則6.2.2.（同規則に規定するフェーズ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合することが運行の際に明らかである自動車

(3)　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第４改訂版補足第５改訂版若しくは協定規則第51号第３改訂版補足第２改訂版又はこれらと同等の欧州連合司令に適合することが運行の際に明らかである自動車

（前照灯）

第120条　走行用前照灯と同等の性能を有する配光可変型前照灯を備える自動車として保安基準第32条第１項の告示で定めるものは、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則6.3.及び7.に限る。）に定める基準に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車とする。

２～８　（略）

９　配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第８項の告示で定める基準は、協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準及び次のとおりとする。この場合において協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則5.3.（5.3.1.及び5.3.2.を除く。）に限る。）に定める基準並びに協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則5.8.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第123号改訂版補足第９改訂版の規則5.3.2.1.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、協定規則第123号改訂版補足第９改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第123号改訂版補足第９改訂版の規則9.2.の規定に適合すればよいものとする。

一～五　（略）

10～19　（略）

ロ　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

(1)　公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版の規則6.2.2.（同規則に規定するフェーズ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合することが運行の際に明らかである自動車

(2)　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第51号第３改訂版補足改訂版又はこれらと同等の欧州連合司令に適合することが運行の際に明らかである自動車

三　（略）

四　第１号及び第２号に掲げる自動車以外の自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。）　次のいずれかのに該当する消音器

イ　（略）

ロ　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

(1)　（略）

(2)　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版の規則6.2.2.（同規則に規定するフェーズ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合することが運行の際に明らかである自動車

(3)　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第４改訂版補足第５改訂版若しくは協定規則第51号第３改訂版補足改訂版又はこれらと同等の欧州連合司令に適合することが運行の際に明らかである自動車

（前照灯）

第120条　走行用前照灯と同等の性能を有する配光可変型前照灯を備える自動車として保安基準第32条第１項の告示で定めるものは、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則6.3.及び7.に限る。）に定める基準に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車とする。

２～８　（略）

９　配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第８項の告示で定める基準は、協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準及び次のとおりとする。この場合において協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.3.（5.3.1.及び5.3.2.を除く。）に限る。）に定める基準並びに協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則5.8.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第123号改訂版補足第７改訂版の規則5.3.2.1.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、協定規則第123号改訂版補足第７改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第123号改訂版補足第７改訂版の規則9.2.の規定に適合すればよいものとする。

一～五　（略）

10～19　（略）